**高知県県産材加工力強化事業実施要領**

第１　趣旨

　　　この要領は、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、高知県県産材加工力強化事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　補助対象事業

（１）事業期間

 原則、単年度とする。

（２）その他

　機械の有効利用の観点から事業の実情等に即し、必要があると認められる場合は、中古品の機械を補助対象とすることができるものとする。ただし、その場合には、次の要件を全て満たしていることとする。

ア　導入機械の修理、メンテナンスの能力のある取扱店又は正規の販売店（以下「取扱店等」という。）の取扱いに係るものであること。

イ　別紙１による取扱店等が使用可能であることを証明する証明書により、次の表に定める年数以上の稼動が見込まれること。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　項 | 年数の算定 |
| ①法定耐用年数期間内のもの | 法定耐用年数－経過年数＋経過年数×20％（端数は切上げ）ただし、算出した年数が４年未満のときは、４年以上とする。 |
| ②法定耐用年数を超えているとき | ４年以上 |

ウ　万が一機械が故障等により稼動することができなくなった場合であっても、補助事業者が自力で修理又は更新により、イの表に定める年数以上の期間稼働することを別紙２による確約書により確約すること。

エ　中古機械の導入に際しても、適正な競争により価格決定を行うため、導入機械の仕様を提示し、見積り合わせ等により落札者を決定すること。

　　なお、中古品の在庫がない事業者は仕様を満たす新品の価格による応札により、適正価格を判断すること。

第３　補助事業者の要件

　　補助事業者は、次の要件を満たすものとする。

　　（１）法人にあっては、直近の決算書において、債務超過（貸借対照表の負債の部合計が資産の部合計を上回っている状態）でないこと。ただし、債務超過であっても、税引前当期利益が黒字の場合は要件を満たすものとする。

　　（２）個人にあっては、直近３年の平均収支（売上から製造原価及び経費を差し引いた額）が赤字でないこと。

　　（３）県税に滞納がないこと。

第４　事業計画の作成

　補助事業者が事業を実施しようとするときは、別紙３による高知県県産材加工力強化事業計画書（以下「事業計画書」という。）に次に掲げる資料を添付の上、所管の林業事務所を経由して、知事に提出しなければならない。

（１）収支計画書（別紙３－１）

（２）法人にあっては、直近３年の決算書

（３）個人にあっては、直近３年の青色申告決算書又は収支内訳書

　 （４）県税事務所で発行する全税目の納税証明書（滞納がないことを証するもの）

（５）事業費の積算基礎となる資料（設計書、カタログ、見積書等）

（６）（１）から（５）までに掲げるもののほか、審査基準の証明に必要な書類

第５　事業計画の提出及び決定

（１）計画の審査

　林業事務所長（以下「所長」という。）は、事業計画のヒアリングを行い、別記「高知県県産材加工力強化事業審査基準」（以下「審査基準」という。）により審査表を作成するとともに意見を添え別紙４により副申するものとする。この場合において、副申に当たっては、事業計画書及びヒアリング時に徴収した資料の全部を併せて提出するものとする。

（２）計画の採択

　　　林業振興・環境部木材産業課長は、所長から提出があった審査表及び意見等を踏まえ、産業振興計画の産業成長戦略への効果等を勘案し、別記審査基準により優先順位を決定し、順位の高いものから事業計画の採択及び補助金額の内定を行うこととし、その結果を所長に通知するものとする。

（３）採択等の通知

　事業計画の採択又は不採択の通知を受けた所長は、補助事業者にその内容を通知するものとする。

第６　委任

 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別紙１

証　　　　　明　　　　　書

（　補助事業者名　）　　　様

　下記の　　（機種名）　は、　　（導入機械施設の使用用途）　としての使用については、導入後、　　　年間十分に使用可能であることを証明します。

記

１　会社名

２　機種名

３　製造年月日

４　製造番号

５　使用年数等（平成　　年　　月　　日現在）

６　導入後使用可能な年数等

７　証明根拠

(注)証明根拠となる資料を添えてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　証　明　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

別紙２

確　　　　　約　　　　　書

高知県知事　　　　　　　　　　様

　高知県県産材加工力強化事業で導入を予定している下記の（導入機械施設の使用用途）機械施設について、故障等により稼動が困難になった場合は、自力により修理又は更新し、導入年度を含め　年以上の稼動を確約します。

記

１　会社名

２　機種名

３　製造年月日

４　製造番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　印

別紙３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　名　　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業計画書

　高知県県産材加工力強化事業実施要領第４の規定により、下記製材関連施設導入に関する事業計画書を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 導　入　す　る　製　材　関　連　施　設　の 内　容 |  |
| 製材関連施設の名称 | 施工箇所 | 構造規格又は規模 | 数量 | 導入予定年月 | 取得予定価格 | 耐用年数 | その他 |
| （新品・中古） |  |  |  |  |  |  | １新設２更新 |
| （新品・中古） |  |  |  |  |  |  | １新設２更新 |
| (新品・中古) |  |  |  |  |  |  | １新設２更新 |  |

（注）１「製材関連施設の名称」欄は、製材関連施設名を記入し、新品・中古を○で囲んで

ください。

　　　２「その他」欄は、新設又は更新を○で囲んでください。

１　設備導入の必要性及び目的

|  |
| --- |
|  |

２　現状及び計画

（１）現在の主な製品品目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 樹種 | 材積 | 生産割合 |
|  |  | ㎥ | ％ |
|  |  | ㎥ | ％ |
|  |  | ㎥ | ％ |
|  |  | ㎥ | ％ |
|  |  | ㎥ | ％ |

（２）利用計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 現　状 | 利　　　　用　　　　計　　　画 |  |
| 最近３年の平均 | 平成　年度（導入年度） | 平成　年度（導入後１年目） | 平成　年度（導入後２年目） |  |  |
| 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） |
| ㎥（　　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） |
|  | 平成　年度（導入後３年目） | 平成　年度（導入後４年目） | 平成　年度（導入後５年目） |  |
| 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） |
| ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） |

（注）利用計画量は、設備導入後５年間（耐用年数が４年以内の場合は、耐用年数期間）の計画量を記入してください。

（３）雇用計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　年職種 | 過去３ヶ年平　　　均 | 計画書作成日現　在 | 導入後１年目 | 導入後２年目 | 導入後３年目 | 導入後４年目 | 導入後５年目 |
| 作業員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 事務員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| その他（　　　　　） | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

（４）経営改善のためのビジョン（方針及び目標）並びに取組

　　・現在、実施している又は設備導入を契機に今後計画している取組について、ご記入ください。

・記載は現状に対する今後の取組とその理由について、数値等を用いて、できるだけ

詳しく記入してください。欄が足りない場合は、別紙に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 販売拡大について |  |
| 原木の確保について |  |
| コスト削減について |  |
| その他経営改善への取組について |  |

　３．事業費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総事業費 | 補助対象経　　費 | 財源内訳 | 備　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | 市町村補助金 | その他 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |

(注) １「備考」欄は、消費税の課税方式（非課税、原則課税方式又は簡易課税方式の別）を記入し、課税事業者にあっては、消費税に係る直近の確定申告書を添えてください。

２ 消費税の原則課税事業者で、仕入れ控除税額のある事業体が実施する事業については、

「補助対象経費」欄は、消費税を抜いた金額を記入し、消費税は、「備考」欄に記入してください。

別紙４

第　　　　　　号

平成　年　月　日

　木材産業課長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　　長

高知県県産材加工力強化事業補助金に係る事業計画

の審査について（副申）

　高知県県産材加工力強化事業実施要領第５の(2)の規定により、別紙のとおり意見を付して提出します。

別記

高知県県産材加工力強化事業審査基準

１．事務所採点基準

　　所長は次の審査基準に基づき審査し、別紙「高知県県産材加工力強化事業審査表」に評価点数及び意見を記入する。

 評価点数は下表審査項目の配点に審査基準の評価点を乗じた点数の合計とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審　査　項　目（配　点） | 審　査　基　準評価点　Ａ：1.0点　Ｂ：0.8点　Ｃ：0.6点　Ｄ：0.4点 |
| （１）経営力強化効果(70点) | Ａ 事業計画において、３年後の売上が５％以上増加する。 |
| Ｂ 事業計画において、３年後の売上が３％以上増加する。 |
| Ｃ 事業計画において、３年後の売上が１％以上増加する。 |
| Ｄ 事業計画において、３年後の売上が増加する。 |
| （２）雇用維持効果（30点） | Ａ 事業計画において、雇用の増大が図られるもので、３年以内に10％以上又は現在の従業員数が20名以上で３年後も維持される。 |
| Ｂ 事業計画において、雇用の増大が図られるもので、３年以内に５％以上又は現在の従業員数が10名以上で３年後も維持される。 |
| Ｃ 現在の従業員数が３年後も維持される。 |
| Ｄ ３年以内に従業員数が削減される。 |

２．木材産業課審査基準

　　評価点数は下表審査項目の配点に審査基準の評価点を乗じた点数の合計とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審　査　項　目（配　点） | 審　査　基　準評価点　Ａ：1.0点　Ｂ：0.8点　Ｃ：0.6点　Ｄ：0.4点 |
| （１）産業振興計画推進効果（30点） | Ａ　産業振興計画の産業成長戦略（林業分野）を推進する取り組みを既に実行している。 |
| Ｂ 産業振興計画の産業成長戦略(林業分野)を推進する取り組みを計画しており、その実行が期待できる。 |
| Ｃ 産業振興計画の産業成長戦略（林業分野）を推進する取り組みを計画しているが、その実行が期待できない。 |
| Ｄ 産業振興計画の産業成長戦略（林業分野）を推進する取り組みが計画されていない。 |
| （２）コスト削減効果 （20点） | Ａ コスト削減のための取り組みが具体的であり、既に実行している又は実行性が高いもの。 |
| Ｂ コスト削減のための取り組みを計画しており、実行性が高いもの。 |
| Ｃ コスト削減のための取り組みを計画しているが、実行性が低いもの。 |
| Ｄ コスト削減の取り組みが期待できない。 |
| （３）投資妥当性 （20点） | Ａ 製品の品質向上に努め、生産力、販売力の維持、増進への取り組みが顕著で、効果が大きいと認められるもの |
| Ｂ 製品の品質向上に努め、生産力、販売力の維持、増進への取り組みがやや大きいと認められるもの |
| Ｃ 製品の品質向上に努め、生産力、販売力の維持、増進への取り組みを計画しており、効果が期待できるもの |
| Ｄ 効果が一時的であまり期待できないもの。 |

３．採択の方法と優先順位の評価

 １及び２の合計点により点数の高いものから採択する。ただし、同点の場合は乾燥機の導入事業を優先し、次に経営力強化効果の評価点が高い者、雇用維持効果の評価点が高い者、産業計画推進効果の評価点が高い者、コスト削減効果の評価点が高い者の順で採択する。

別紙

高知県県産材加工力強化事業審査表

　１．補助事業者名

　２．評価点数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①審査項目（配点） | ②評　価A:1.0 B:0.8 C:0.6 D:0.4（該当評価を○で囲む） | ③評価点数（①×②） |
| １．経営力強化効果（70点） | Ａ　　Ｂ　　Ｃ　　Ｄ | 点 |
| ２．雇用維持効果　　　 （30点） | Ａ　　Ｂ　　Ｃ　　Ｄ | 点 |
| 合　　計 | 点 |

３．採択に関する意見

|  |
| --- |
|  |